

京都市1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年10月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第42号

京都市1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則

京都市1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第15号を第16号とし、第3号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) デジタル化戦略監

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)